

1 公共工事に係る入札・契約の種類（一般競争入札、指名競争入札、随意契約）

（1）一般競争入札【長岡市財務規則第 129 条第 1 項】

公告によって不特定多数の者を募集し、入札によって申込みをさせる方法により競争させるもので、その申込者のうちから、自治体に最も有利な条件を提示した者（総合評価方式もある）を選定し、その者と契約を締結する方式

＜長岡市の現状＞【長岡市建設工事制限付き一般競争入札実施要綱】

- 制限付き一般競争入札
 - 設計額 2,000 万円以上の建設工事（平成 23 年 4 月改定）
 - 地域要件、工事成績、施工実績等の参加要件の設定
- ※ J V 結成は、設計額 1 億円以上で執行する。

（2）指名競争入札【長岡市財務規則第 129 条第 2 項】

ある一定の資格を有する者のうちから特定多数の競争入札者を選んで競争入札をさせ、地方公共団体に最も有利な価格で申込みをする者との間に締結をする契約方法

＜長岡市の現状＞【長岡市建設工事等指名業者選定要綱】

- 設計額 130 万円超から 2,000 万円未満の建設工事（平成 23 年 4 月改定）
- 設計額 50 万円超の測量・建設コンサルタント等業務委託

（3）随意契約【長岡市財務規則第 129 条第 3 項】

競争入札の方法によらないで、地方公共団体が任意に特定の相手方を選択し締結する契約方法

随意契約は、次の要件に合致する場合にのみ認められる。

- ① 予定価格が長岡市財務規則別表第 4 に定める金額を超えないとき（少額随意契約）
- ② その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき（不適条項）
- ③ 障害者支援施設、シルバー人材センター等から物品を買入れ又は役務の提供を受ける契約をするとき（障害者、高齢者、母子関連の一定契約）
- ④ 新規事業分野の開拓事業者からの新商品の買入等の契約をするとき
- ⑤ 緊急の必要により競争入札に付することができないとき
- ⑥ 競争入札に付することが不利と認められるとき（不利条項）
- ⑦ 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
- ⑧ 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき（入札後随意契約）
- ⑨ 落札者が契約を締結しないとき

＜長岡市の現状＞

設計額 130 万円以下の建設工事、設計額 50 万円以下の測量、建設コンサルタント等業務委託は所管課で執行

2 長岡市独自の主な制度

(1) 安全安心地域づくり工事

災害対応等で地域の安全・安心の確保に貢献している市内の建設業者に対する受注機会の確保や健全経営への支援を図る制度

ア 指名競争入札

- 導入時期：平成 25 年 6 月（試行）
平成 27 年 4 月から本格実施
- 対象案件：設計額 130 万円を超え 2,000 万円未満の工事
※ 災害復旧工事（2,000 万円未満）は安全安心地域づくり工事で発注
- 工事種別：土木一式、下水道管渠工事、管工事（消雪施設及び水道管）、水道管

イ 制限付き一般競争入札（試行）

- 導入時期：平成 28 年 4 月
- 対象案件：設計額 2,000 万円以上 3,000 万円未満の工事
- 工事種別：土木一式、下水道管渠工事、管工事（消雪施設及び水道管）、水道管

(2) 一抜け方式（制限付き一般競争入札・指名競争入札）

工期の担保及び受注機会の確保のための発注方式（発注者が指定する案件の落札者は、発注者が指定するほかの案件の落札者にはなれない方式）

ア 同一地域の線的工事

工区が隣接又は近接で、かつ、施工期間が限定されている案件

※「工区が近接」は、相互の距離が概ね 500m 程度以内

- 対象工種：土木一式、下水道管渠、舗装、管（消雪施設及び水道管）、水道管

イ 同一地域の点在工事

(ア) ひとつの施設を分割施工し、施工期間を担保する案件

(イ) 工区は離れているが、施工期間が限定されている又は資材の一括調達が困難な案件

- 対象工種：建築一式、建築物給排水衛生・電気設備、その他工種

ウ 複数地域の点在工事

工区は離れているが、施工期間が限定されている又は資材の一括調達が困難な案件で、かつ、設計額 2,000 万円以上の制限付き一般競争入札案件

エ 特認工事

設計額 1,000 万円以上 2,000 万円未満の複数地域点在工事（指名競争入札案件）のうち、資格等審査員会で特に認めた案件

(3) 概算数量発注方式

設計・積算業務の簡略化、違算防止及び入札事務の効率化を図るための発注方式

- 導入時期：平成 30 年 3 月
- 対象案件：
 - ・設計額 1,000 万円未満の工事
 - ・設計額 1,000 万円以上 2,000 万円未満で入札参加資格等審査委員会で承認された工事
- 工事種類：

消雪施設更新（散水管、舗装）、舗装復旧、側溝修繕、路肩整備、区画線、用排水路整備、防護柵設置、樹木植替、屋上防水改修、冷暖房設備改修、災害復旧等

3 入札方法等の運用基準

(1) 発注標準表

工事の等級	土木一式工事 (下水道管渠工事を含む。)	建築一式工事	管工事 (水道管工事を含む。)	電気工事	舗装工事
A	1,500万円以上	1,000万円以上	700万円以上	300万円以上	200万円以上
B	1,500万円未満 500万円以上	1,000万円未満 300万円以上	700万円未満 300万円以上	300万円未満	200万円未満
C	500万円未満	300万円未満	300万円未満		

(2) 入札参加業者 等級格付基準

区分	土木一式工事 (下水道管渠工事を含む。)		建築一式工事	管工事 (水道管工事を含む。)	電気工事 舗装工事
	総合評点	技術者数			
A	800～	1	2人以上	800～	750～
		計	5人以上		
B	700～ 799	1	1人以上	700～ 799	650～ 749
		計	2人以上		
C	～699	2	1人以上	～699	～649
		計	1人以上		

※ 土木一式工事の技術者数欄の 1 は、1 級の資格を有する技術者の必要人数、2 は、1 級又は 2 級の資格を有する技術者の必要人数であり、計は、1 級又は 2 級の資格を有する技術者の必要人数である。

(3) 指名数

工事の等級	土木一式工事、建築一式工事及び管工事	電気工事及び舗装工事
A	15	10
B	10	8
C	8	

(4) 制限付き一般競争入札の入札参加資格要件

工種	工事等級	金額の範囲	参加可能業者		
			業者格付	総合評点	工事成績 ※※
土木一式（下水道管渠）工事 建築一式工事	A	7,000万円以上	A	800点以上	○
		2,000万円以上 7,000万円未満		※	
管（水道管）工事 電気工事	A	5,000万円以上	A	750点以上	○
		2,000万円以上 5,000万円未満			
舗装工事	A	2,000万円以上	A	750点以上	○

※ J V施工方式では原則、土木一式・下水道管渠900点以上、建築一式900点以上

※※ 過去3年度の当該工種の工事成績の平均点が75.0点以上であること。

(5) 監理（主任）技術者の配置

設計額 8,000 万円以上	設計額 3,500 万円以上	設計額 3,500 万円未満
監理技術者の専任配置	主任技術者の専任配置	主任技術者の配置

(6) その他

ア 設計額 2,000 万円以上 3,000 万円未満の土木一式（下水道管渠）工事（A級工事）について、地域要件を川東地域、川西地域に2分する。

イ 設計額 8,000 万円以上の工事には、施工実績を求めることができる。

ウ 「くい上がり」、「くい下がり」の運用方法は、次のとおりとする。

(ア) 発注地域（支所地域単位）の工事で指名業者数が充足できない場合に、当分の間、指名総数の50%を限度として、発注地域業者又は近接する地域業者で過去3年度の工事成績の平均点が75.0点以上の業者を指名できることとする。

(イ) 舗装工事については、発注地域にかかわらず指名業者選定を行い、舗装機械を有している者を優先するものとし、「くい上がり」のみとする。

エ 設計額1億円以上の入札工事案件は、原則として特定共同企業体（JV）の結成を資格要件とする。

オ 一抜け方式は、次のいずれかに該当する制限付き一般競争入札及び指名競争入札で検討する。

(ア) 土木一式、下水道管渠、舗装、管（消雪管等）、水道管

工区が隣接又は近接しており、かつ、施工期間が限定されている案件

(イ) 建築一式、建築物の給排水・衛生設備、建築物の電気設備、その他の工種

・ひとつの施設を分割して施工することで、施工期間を担保する案件

・工区は離れているが、施工期間が限定されている又は資材の一括調達が困難な案件